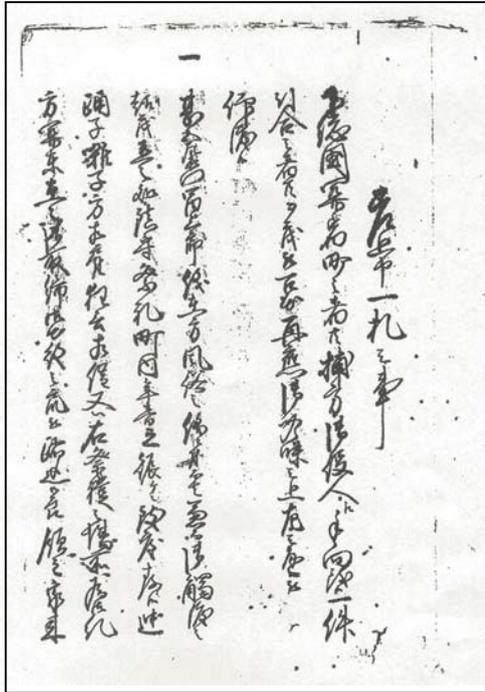


八州廻りと野田の人びと

(はっしゅうまわりとのだのひとびと)



天保 14 年下総国関宿渡場祭一件裁許書写 (幸手市 増田栄家文書)

この史料は、天保 13 年(1844)6 月 13 日、関宿町の鎮守(ちんじゅ)天王社(てんのうしゃ) (関宿江戸町の香取神社)の祭礼で起こったある騒乱事件を記録したものです。この時期は、老中水野忠邦(ろうじゅうみづのただくに)によって天保改革が進められており、とくに派手になりやすかった祭礼には大きな規制がかけられていました。ところが、この年の関宿町の祭礼では、この規制に反して踊り子や囃し方(はやしかた)を大勢集め、揃いの浴衣を誂(あつら)えるなど、盛大に祭りを催したため、関東取締出役(かんとうとりしまりしゅつやく) (通称八州廻りはっしゅうまわり)がその取り締まりに乗り出したのです。しかし、町の人々は逆に大勢でこの関東取締出役やその関係者を襲撃してしまい、翌天保 14 年 3 月になって多くの人々が追放や罰金などの処罰を受けました。

この時に町人たちに襲撃された関東取締出役とは、文化 2 年(1805)に新たに設けられた幕府の役職で、当時治安が悪化していた関東地方を廻村しながら、盗賊や博徒などの犯罪者を摘発したり、村民に農業に励むよう教諭することを役目としていました。江戸幕府の重職である勘定奉行(かんじょうぶぎょう)の直接の配下にあり、当時世間で「泣く子も黙る八州廻り」と恐れられていた関東取締出役に歯向かうことは、並大抵のことではなかったと思いますが、恐らく、天保改革でさまざまな儉約を強いられていた中、鎮守の祭礼という独特な高揚感が、町の人々の理性を失わせてしまったのでしょう。

この関東取締出役は、それぞれの地域の世話役ともいべき豪農(ごうのう)と呼ばれる人たちを、地域支配に利用していました。豪農とは、村役人であり地主であり、かついろいろな商業行為で資産も貯(たくわ)えているような人たちで、たとえば上花輪村の名主高梨兵左衛門は天保 7 年(1836)、天保の飢饉の際に関東取締出役堀江与四郎らの要請を受けて、困窮が甚だしかった野州塩谷郡下塩原村(現栃木県那須塩原市)やその近辺の村々へ施金を行っています。市内上花輪の上花輪歴史館の敷地内には、江戸幕府の代官で関東取締出役の上司であった羽倉簡堂(はぐらかんどう) (通称外記げき、名は用九)が、天保 13 年(1842)に撰した「高梨氏救苗(きゅうさい)記」碑が建っており、その関係の深さを今に伝えています。

関宿江戸町 香取神社



「高梨氏救苗記」 (財団法人高梨本家上花輪歴史館)

高梨家では天明 6 年(1786)の飢饉以来、信芳・順信・忠学の 3 代にわたって貯穀(ちょこく)に努め、特に天保の飢饉時には近隣の村のみならず、伊豆諸島や野州(栃木県)の村々へも施金などを行いました。この碑には、幕府の代官羽倉簡堂(用九)がその功績を讃えた文章が刻まれています。



高梨氏苗記 正三位祝希烈隸額
 天明丙午歲大稔所在餓莩相接北総葛飾郡上花輪里正高梨信芳
 家素富常語人曰蓄沴之行雖聖世不能必其無若不幸一旦遭凶荒
 我輩唯有竭貲賑濟爾至此果散貲濟飢氓活許人臨沒遺命其子
 順信設困倉歲蓄粟二斛且令曰積至斛宜循次換新以備荒歉
 天保癸巳九月順沒子忠学嗣是冬關左飢饉斗米二千学罄困賑救
 所活無慮三餘人明年秋小稔学曰備凶不容緩歲中積粟如故又
 二年丙申天下大饑甚於天明丙午乃建長廠出資給粥病者與之湯
 葉昕暮孜孜寢不解帶者七月迄明年麥熟而止凡所賑濟飢氓五千
 流乞就粥不在其數而計前後所捐金穀凡二兩石時余令葛飾所
 管南海八島及那須三村亦大飢学牒曰救飢不問近遠父祖遺命也
 請罄余資拯之於是八島亦無饑人事聞官賞賜銀錠明年六月有
 世帶雙刀永世稱姓之命夫遭荒賑救殷戶常事然如高梨氏三世
 相繼竭財赴急躬親養視又以此資遠及絕島者世豈多有哉余向承
 乏為之令詳其顛末故記而刊之貞珉以示其子孫云
 天保壬寅歲清明內署司兼監度支羽倉用九撰并書